

## 令和2年度第3回補助金等審議会 会議録

日 時：令和3年1月22日（金）13時30分～15時30分

場 所：伊予市庁舎3階庁議室

出席者：東淵則之会長、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（皆川・岡井・曾我部）

### 1 開会

委員全員の出席を報告し、会議の成立を確認した。

### 2 議事

#### (1) 第2回会議録の確認

最初に第1回の会議録の確認を行った。その後、第1回審議会で提案した補助金等交付規則案に関し、県内及び県外の補助金交付要綱を比較し、再度検討するということで了解を得た。また、令和元年度の補助金支払実績の公開内容について、他市の事例も交えながら公開内容の提案を行った。個人名やカテゴリー分類のあり方、交付団体の記載について意見を頂いた。審議会日程の提案を頂き、会を閉じた。

#### (2) 令和元年度補助金交付状況の公表について

資料1「令和元年度補助金・交付金目的別交付一覧」を基に説明

（事務局）

前回提示した公表案に関し、他市事例であった上位のカテゴリーを設けてはどうかという意見があった。また、交付団体の表示について意見があった。

今回公表する案は、表紙となる部分として大分類的な上位のカテゴリーに当たるもの、続いて補助金の具体的内容、交付件数が多いものは交付金交付詳細の3段階に分けた公表案としている。まず表紙は予算上の大きなくくりで分けている。議会費、総務費、民生費、…、教育費までの9項目とし、予算・決算額、令和2年度の予算額としている。それぞれの補助金の内容は、次の資料にまとめている。大きくくりごとに分けており、内容は前回とほぼ同様である。交付の相手方は、どこまで表示するか議論いただいたが、3件以上の補助金交付がある場合は、交付詳細にまとめることとした。前回の委員から詳細を知りたい人はよほど興味がある人という意見もあり、交付金の一覧はなるべくシンプ

ルな形とした。

ホームページ上の公開方法として、ホームページを管理する担当者と相談した結果、この表をそのまま表示はできない、エクセルファイル若しくはPDFファイルでの掲載になるということであり、両方の形式で上げることを考えている。PDFファイルは、配布している資料と同様にそれぞれ別のシートとなるのだが、エクセルファイルでは、大きくりの内容、また交付先のところをクリックすると、該当の箇所に移動し確認できる仕組みとしている。

また、公表に際して個人名を明かすかどうか、そして表中に補助金交付による成果を入れてはどうかという意見があった。個人については、伊予市個人情報保護条例に「個人情報を提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供ができない」とある。公表が侵害に当たるかどうか難しいものの、プライバシー侵害を防ぐためにも非公表を考えている。ただ前回意見があったとおり、議員は個人になるのだが、議会費における政務活動費はホームページ上でも既に公表されていることから氏名を出している。補助金の成果については、項目を仮に入れているのだが、現時点では成果の表示のあるなしがあるため、令和元年度については削除し、令和2年度分以降から成果を加えてはどうかと提案したい。

(会長)

事務局から昨年度の補助金交付実績の公表に関する資料説明があった。公表内容と、3件以上の交付は別記、個人名の非公表は伊予市個人情報保護条例に基づくものであると。あと補助金交付による成果欄は来年度以降徐々に時間をかけて充実させていくという説明であったと思う。

前回皆さんからいただいた意見を検討の上、この様な提案となっているということである。委員の皆さまから質問、意見をいただければと思う。

(委員)

形式的に眺めたのだが、1枚目から2枚目、議会費であれば予算、決算、令和2年度当初予算の金額が一致するのだが、それ以降の総務費や民生費は腑に落ちない。予算、決算、当初予算の合計を出して、関連性を付けた方が良いと思う。3人以上の団体がいる数字についても同様である。

もう一点。令和2年度の当初予算があり、何となく左から眺めていくと、令和2年度もこの人たちに交付ありきというイメージにとらえられないかと思った。比べて分かりやすい有用な情報だと思うのだが、検討した方が良いと思う。

(事務局)

1点目の合計欄については、それぞれの支払、交付詳細についても関連性が

分かりやすくなるので、早速追記した形で進めたいと思う。

もう一点の令和2年度当初予算の件については、2通りの考え方がある。例えば予算が0であれば、令和元年度で廃止したことが分かるが、確かに補助対象者に対し、令和2年度も予算を準備しているという見方もできる。また、これはあくまでも令和元年度のメニューに対する令和2年度予算であるので、令和元年度にない補助金の令和2年度情報は入っていないので、令和2年度の補助金がこれだけではないという面もある。そういう点では、削除してもよい気がする。委員の意見を頂ければと思う。

(会長)

今の回答でよろしいか。

(委員)

0になっているとか、見た感じ分かりやすいのは分かりやすい。悩ましいところであるが、令和2年度になったらというのも良い情報なので、表の末尾に参考くらいで出すのが良いかなと思う。

(会長)

削除してしまうよりもあった方が良く。

(委員)

なんとなく。これは令和元年度限りの補助金だったというのも分かる。

(会長)

なるほど。その辺り、事務局に適宜工夫いただき、より適切な形になるよう調整していただくのは可能か。

(事務局)

ご発言いただいたように、例えば所管部署までの令和元年度の内容、その横に実線か破線かで、参考として令和2年度の予算規模を表示すれば見た目も特に問題がないかと思うので、その形で進めさせていただければと思う。

(会長)

分かった。ほかの委員はよろしいか。それでは、その方向でお願いします。

(委員)

よろしいか。交付額の算定方法の欄をさっと見たところ、空欄が1箇所(146番)あった。何か書けないだろうか。あと、内容でちらちら出てくる予算の範囲内とだけ書いてあったり、国の基準額に準じると書いてあったりというのは、見ても多分意味が分からないと思う。それ以外に書きようはないか。

(事務局)

1点目の空欄については、所管課に確認の上、記入することとする。もう1

点の予算の範囲内、国の基準については検討させていただきたい。例えば要綱中に上限額が決められていれば書きやすいと思うのだが、予算折衝という場合、要綱に金額が明示されていないのではないかと思う。予算の決定により左右されるということだろうが、この辺り、どういう表記がよいか検討させていただきたい。

(会長)

そのほか、いかがだろうか。そうすると、公表内容の全体の構成は、款のくくり、補助金内容、交付詳細の並びとする。3件以上交付があった場合は別記する。個人名は基本的に非公表とするが、議員に関してはその限りでない。それから補助金交付による成果に関しては、初年度は成果欄を設けず削除すると。そして翌年度からその成果欄を設けるということで異議なしとして進めてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この「成果」という表現であるが、「成果」よりむしろ「効果」の方が良いかと思う。成果となると、短期的な成果だけでなく長期的な成果も当然考えないといけない。様々な情報開示のときに、適切にその成果が表現できるとは限らないということもあるので、とりあえず「効果」として、直接的な効果を記述していただくので十分ではないかと思う。ほかのところでも「効果」という表現を使っているところが多くあるので、統一するという意味でも、次回以降にはなるけれど、方向性として直接的な効果を記述していただくと。記述方法に関しては、部署間での表現の違いや様々な食い違いというのはだんだんと解消されていくと思う。今後その方向で進めていくということでいかがだろうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その方向性をもって進めていただきたい。

### (3) 伊予市補助金等交付規則について

資料2「補助金等交付規則（案）」、資料3「伊予市補助金等の取り扱いに関するガイドラインの改訂案」、資料4「補助金等の取り扱いに関するガイドラインの新旧対照表」を基に説明

(事務局)

資料3のガイドラインを中心に、資料4の内容を説明する形で進める。

資料3の表紙をめくると、目次がある。4に「標準的な補助要綱と各種様式（資料）」を加え、「具体的な補助見直し基準」を5にずらしている。最後に標準的な補助要綱資料を追加している。2ページの下から4行目「本ガイドラ

インでは、一般会計予算歳出科目 18 節『負担金、補助金及び交付金』…』とある。令和元年度までは 19 節であったため、以前は注釈を付けていたのだが、今年度発出した文書であれば注釈の必要性がなくなるため、削除している。7 ページの「3 具体的な補助基準」の項目で、以前は「交付規則（要綱）」と混合していたのだが、委員の意見で何らかの条例や規則、中心となるものが必要ではないかという意見を勘案した結果、交付規則を定めるべきというところにたどり着いたので、規則と要綱を明確に区別して表記した。それに伴い、それぞれの内容を整理し直している。10 ページでは、目次で示したとおり、「標準的な補助要綱と各種様式」の項目を新設している。要綱と各種様式の例示、注意点を加えている。13 ページは「4」から「5」に変更しているものの、内容の変更はない。14 ページから補助金交付要綱の例を挙げており、17 ページまでが補助金交付要綱案、そのあとページ番号が 1 に戻ってしまっているが、様式案を載せている。資料 2 の交付規則とこの様式案については、第 1 回審議会で提案したものを基本としている。14 ページにある「※定義を定めない場合は不要」など、細かい内容を書いているが、ガイドラインでは問題がないので、こういう注記を付けている。

資料 2 補助金等交付規則について、法制担当に意見を求めていたところ、先日意見があったので、確認いただきたい。第 7 条の通知書の名称「補助金等交付決定・却下通知書」とあり、第 10 条では「補助金等変更承認・却下通知書」「補助事業等中止（廃止）承認・却下通知書」とある。この「却下」という言葉が拒絶に近いので、別の表現にしてはどうかという意見があった。例えば「不承認」とするか、その前のところで可否を決定し補助事業者に通知するとあるので、「変更承認通知書」として、その通知書の中に却下であるとか不承認であるとか、そういう項目を付けておき、交付不承認の場合はそこに理由を付けるのはどうかと思う。ご意見で結構なので頂きたい。

もう一点、第 12 条（補助事業等の遂行命令）「…遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを命ずることができる」という、「命令」「命ずる」という表現が強いのではないかという意見があった。こちらも意見で結構である。ご意見いただければと思う。

あとは報告である。先ほど様式を見ていただいたのだが、新型コロナウイルスの問題に端を発した、いわゆる押印の廃止がどんどん進められている。市の補助金であるので、市の押印は別として、申請者からの押印のある・なしについては、ほかの申請書の例に合わせて適宜外す、どうしても必要な場合は押印を求める形で進めたいと思う。以上で説明を終わる。

(会長)

補助金交付規則とガイドラインの新旧比較を行いながら、説明いただいた。大きくとらえると、交付規則で定められていた様式をガイドラインに移動し、様式のひな形を新たに付け加えた形と思われる。それから規則と要綱の位置付けを明確にしたということである。審議会での議論を踏まえ、事務局で検討された結果だと思う。これらについて、委員の皆さまいかが判断されるだろうか。この方向で問題はないか。事務局として気にかかることはないだろうか。

(事務局)

規則とガイドラインについて、今書き得る内容は書いていると思う。今後実際に内容を周知し、実際に要綱作成を始めたとき、この要綱で収まるかどうかというものも出てくると思う。修正すべき意見が出た場合は、改めて意見を頂く機会があるかもしれないが、現時点では問題はないと考えている。

(会長)

委員のご意見を踏まえ、事務局としては、現段階で最善と考えているが、今後実際に改善すべき点は生じるので、これが未来永劫確定ではないということである。改善の必要ができたときに、適宜皆さんにご意見いただくという、今後の方向性である。それを頭の片隅に置いていただきながら、この構成がまずいというところがあればお願いしたい。

(委員)

よろしいか。大きく問題があるということではなく、少しだけ気になった程度である。元々このガイドラインを作るという方向で進めていて、もう少し長期の部分として、交付金、統一的な交付金規則を作るということで作成いただいた。我々が検討していく中で理解はしているのだが、改めてガイドラインと交付規則、各種の要綱の3つの関係性を見ると、ガイドライン7ページにその関係性の記載があると思うのだが、ここが明確に分かりづらいかと気になった。「当面ガイドラインに沿った運用を行います、交付手続きや予算執行の適正化を図るため、補助金等交付規則の制定を行います。」と時系列として書かれているが、この辺りがどうか。交付規則があって、実際に各種様式とか決めているのはガイドラインである。時系列的にはここで書かれているとおりであるけれど、完成形の建付けとしては、交付規則があって、実際の運用に関するガイドラインがその下か横にあって、それに沿って各種の補助金の内部規定としての要綱があるということだと思う。その3者の関係性が分かるような簡単な一文というか、もしかすると図示になるかもしれないが、そういうものがあれば分かりやすいという気がした。

(事務局)

ご指摘いただいたとおり、補助金の交付規則の制定を行うと。実際に規則の案もできているので、そうするとガイドラインの位置付けや今ご指摘いただいた関係性、確かに交付規則が前段にあって、ガイドラインに基づいた運用をしていく。そうして要綱を整備する、そういった流れの方が分かりやすいので、その内容を加えた形で修正したいと思う。

(会長)

委員のおっしゃるとおりだと思う。分かりやすくしていただくとありがたい。

(委員)

よろしいか。第7条の「却下」という言葉について。これはこれで別に構わないとは思っているのだが、もしマイルドな表現ということであれば、第6条第1項で、「速やかに補助金等の交付に係る可否を決定するものとする」としているので、第7条「速やかに申請者に対し、」の次に、補助金等の交付に係る可否を記載した補助金等の交付に係る決定通知書を交付すると考えれば、「却下」は除くことができる感じがする。4ページの書式のタイトルも「伊予市補助金交付に係る決定通知書」で良いかなど。1番を交付する決定、2番を交付しない決定とすれば、「却下」は使わずに済む。可否を決定することは第6条第1項に書いてあるので、決定通知書とすれば「却下」は使わず済む。ただこの「却下」という言葉がまずいとは思わない。

もう一点の第12条の「命ずる」という件は、若干問題があるかなと思う。命ずるとなると、それに従う義務が通常発生すると考えるのが自然である。市民に義務を負わせるとなると、条例あるいは法令の範疇（はんちゅう）になってしまう。「命ずることができる」というのが強制力を持った命令ではないということであれば問題はないのだが、マイルドにするなら「指導勧告することができる」くらいが穏当かなと思う。

(会長)

今の点に関し、委員の皆さまのお考えはいかがだろうか。第7条、第10条に「却下」という表現がある。それから第12条に「命令」、それから「命ずることができる」という表現があり、法務担当者から、少し表現がきついのではないかという指摘があったと。市民感覚として、却下という表現はいかがだろう。

(委員)

確かに「却下」と言われるときつい印象を受ける。「命ずる」というのも少しきつい表現かなと思う。事務局から提案があった「不承認」の方が、同じ内容を告げる表現であっても、少しソフトな印象はある。そちらの方が良いかな

と思う。

(会長)

なるほど。先ほど委員がおっしゃった可否を知らせるという、承認と却下を両方含めた表現の仕方はどのようにお考えになるか。

(委員)

あまりそういう表現に触れることが少ないので、ピンとこないのが正直なところである。ただ却下よりは受け入れやすいと思う。

(委員)

よろしいか。私も先ほどの意見と一緒に、「却下」でもあまり違和感がなかった。審査される際、そういう発言が出るのだなと感心して聞いていた。「命令」の方も、私は違和感がなかったけれど、先ほどの意見のとおり、根拠が条例じゃないとおかしいのではないかというのは、確かにそうだと思った。

(委員)

私は「却下」に関して、先ほどの可否を決定するという感じが一番中立的で良いかなと思った。命令についてはどうだろうか。「勧告」という表現も出たのだが、例えば「要請する」というのはどうか。要請も結構強いのか、今自粛要請とかある。ただ命令よりは若干弱いかなと思うので一案でお願いします。

(会長)

法制担当から「命ずることができる」の語尾を変えるという案が出ている。表現がやわらかくできるということで、委員からもご意見を頂いた。どの辺りが一番適切か絞り込みたいと思うのだが、ベストな落としどころはどの辺りだろうか。

(委員)

却下に代わる言葉というのはニュアンスなので、どれが正解なのかは言いづらい話かなと思う。命ずるでも指導勧告でも要請でもいずれもよい気がするのだが、より強めるという意味でいくと「要請」だろうか。お金をもらっているのだから、ちゃんとやっていただかないといけないということだろう。

(事務局)

事業の遂行について実際にしてくださいということであるが、さすがに義務を課すという意味合いになると、おっしゃるとおり条例で、ということになる。今提案があった、指導勧告や要請という言葉が出たので、法制担当と協議して、どういう内容がよいか、改めて検討させていただければと思う。

(会長)

そうすると、「却下」に関しては、今日委員の皆さまから頂いた意見を法制



担当に伝えていただき、協議、検討の上、次回提案いただく。そして各委員にご意見いただくという流れで進めさせていただければと思う。

あと押印の件である。資料3の様式集に押印欄が設けられているが、押印の廃止ということで行政は動いている。この辺りはいかがか。

(事務局)

一案であるが、申請者、請求者の部分の㊟だけ当面のところ外しておいて、今後の決定に従って、必要とするならば入れるということで進めていきたいと思う。若しくは、ガイドラインなので、押印が必要ない場合は不要と書いてしまうのも一つの方法かと思う。国、県の補助要綱に基づく場合は、必ずしも要綱、資料を使わなくていいとしているのだが、もし使う場合でも㊟が必要な申請書なら入れるし、必要ないなら除く。担当者が選べる形でも良いと思う。

(会長)

必要か必要ではないかは、どう判断するのか。

(事務局)

基本的になくす方向ではあるが、補助内容によって印が必要な場合もあるかもしれない。全て要るか要らないかで決定するのではなく、あくまでガイドラインであるので、押印の必要がない場合は不要という文言を付けるなど、作成者が要綱に応じて、必要がないのであれば㊟を外すという形とすれば、どちらでも対応ができるようになると思う。

(会長)

押印を一律に廃止するとか、一律に全部必要という議論ではなく、補助金の内容に応じて、担当者が適宜判断できると。そういう余地を残して当面は進めるということではよろしいか。では押印については、事務局から提案のあった方向で統一させていただくということではよいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### (4) 補助金支出の個別事例について

資料5「平成30年度補助金の対応」を基に説明する。

(事務局)

この資料は、昨年度審議いただいた補助金の取り扱いがどのようになったかという点で作成している。表紙にある補助金の番号は昨年度の交付番号となっている。表紙とページを見比べながら説明を行う。

##### 1 I R C年会費

昨年、補助金、交付金以外の項目で対応すべきという意見であった。あくま

でも年会費であるため、令和元年度から負担金としての取り扱いに変更している。

### 13 伊予市消防団本部運営費補助金

昨年予算額が減額になっていることの記載、実施計画書と事業実績書の記載に関する指摘を頂いていた。収支予算書の支出の部で一部記載間違いはあるが、実績報告書、事業実績書の報告内容が変更されており、修正が進んでいる。

### 21 愛媛県人権対策協議会伊予支部運営費補助金

昨年補助金交付の返還事例として紹介した。昨年度人権啓発土曜特別講座特別事業費補助金清算書という名目で精算していたが、昨年度の報告書を見ると、人権対策協議会伊予支部運営費補助金の還付となっており、土曜特別講座が運営費補助金のうちの1事業の精算を行ったということで整理されている。

### 26 伊予市敬老会実施事業補助金

昨年は410人分82万円の補助をもらい、1人当たり5,800円の支出が妥当かどうかということであったが、今回は違う実施団体の補助資料である。160人×2,000円の原資で、敬老会参加者70人で実施したという報告である。昨年から変わっていないという報告である。

### 32 伊予市食生活改善推進協議会助成金

補助金5万円という少ない額であるが、協議会として独自に事業効果を報告していた事例で挙げていた。こちらも特に変化はないのだが、19ページ、食生活改善推進協議会助成金交付申請書とあり、事業計画書、予算書、規約は付けているのだが、肝心の申請金額の表記がないことが分かった。元々の様式でも表示する形になっていなかった。21ページの収支決算書では、助成金として市から入っており、申請書の様式については後日担当に伝えたいと思う。

### 35 放課後児童健全育成事業施設整備等補助金

児童クラブ新設に当たっての補助金である。昨年度は児童クラブの新設がなかったので実績なしである。

### 56 伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金

### 57 伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金

昨年度から変化はない。委員から双海地域の補助金に特化しているのではないかという意見を頂いていた。参考に45～50ページに伊予市水産業振興事業補助金の資料を付けている。こちらは伊予漁協に対する補助金である。市内に伊予漁協と上灘漁協、下灘漁協と3つの漁協があり、形は違うものの、補助は行われているということであった。漁業の形態も違うので、補助の形態が一律というのも難しいのかもしれない。地域に特化しているのではなく、それぞれの

内容に応じて補助しているということである。

#### 66 伊予市景観形成推進組織活動費助成金

1万円の補助で講師を呼び、講演をしたものである。令和元年度も予算は計上していたものの実績はなかった。委員から、似たような補助金名があり、統一してはどうかという意見があった。それが伊予市景観形成推進事業費助成金であるが、こちらは建築支援、ハード面の助成であり、別物とのことであった。こちらも昨年度の実績はなかった。

#### 79 伊予市中山町農業者協議会補助金

会議費が高額で、飲食の費用が多いのではという指摘があった。こちらの資料は添付忘れがあり、本日配布している。昨年度の審議会が終わった後、所属長から連絡があり、協議会に対して指導するとのことであった。令和元年度の入収決算書を見ていただくと、収入の部の会費に年会費、特別会費とある。総会や定例会で飲食を伴うのだが、参加者が費用負担を伴って会食をしているということで、会議費は高額であるものの、それなりの特別会費負担金を払っているということが分かると思う。

#### 115 伊予市ほたる保護活動費補助金

昨年の審議会では、文化事業やほたるの保護は大事であるが、行政が関わらないといけないかどうか、当面は必要だろうという意見を頂いていた。昨年度も変更はほぼないのだが、特徴的などころとして53ページにあるとおり、双海町翠地区のほたる保存会は、三浦保環境賞を受賞しており、副賞として収入があったため繰越金が大きく増えている。54ページに繰越金理由書があり、環境賞を受賞したことにより繰越金は残っているけれど、理由書のとおり活用したいので、繰越金を認めてほしいということであった。昨年度の審議会でも商工会議所のイベント事業で同様の理由書があったと思う。多額の繰越に関しては、何らかの資料があるべきかと思う。

#### 137 伊予市伝統芸能保存団体活動補助金

補助金にばらつきがあり、公平性の考え方の整理が必要との意見であったと思う。昨年度の補助金の助成金額を見てみると、一律5%カットにはなっているものの、その他特に変更はないという結果であった。

以上、昨年度の審議会でも審議いただいた補助金のその後について説明した。

(会長)

昨年審議会の審議を受け、どう変わったかということで、一括して説明をいただいた。委員の皆さままでお気付きになった点、疑問に感じる点、何でも結構である。ご意見を頂戴できればと思う。いかがだろうか。

(委員)

今の報告を聞いていると、やはり補助金はなかなか大変なことだと痛感する。ただ確実に歳入が減っていくので、何らかの形で減らさないといけない。本当に大変なことだと思う。

最後の伝統芸能の補助を一律5%減らしていくというのは、それが良いのかどうか、今後補助金の効果を踏まえながら、順次こういう審議を進めると変わっていくのかなと期待をしたい。

(会長)

委員がおっしゃったとおり、一步前進ということなのかなと思う。

今後、効果の部分も明記していただくようになれば、それに見合った支出かどうかという観点も各部局で考えてくださるようになると思うし、申請者もその辺は責任をもって申請、また実行していただけるようになろうと思う。その第一歩が踏み出せているという確認かなと私は感じた。いかがだろうか。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

(事務局)

昨年度は補助金一事業一事業を見ていただき、時間がかかってしまった。令和元年度の補助金支出に関しては、事務局として気になるパターンについて、意見を頂きたいと思う。

#### (1)補助申請者、補助団体の報告書の差異がある場合

同じ項目の補助金を出している場合、申請者や申請団体によって、収支予算書や計画書、収支決算書や実績報告書の書き方が異なる例が見られた。それぞれのイベントに関する経費を細かく計上していたり、一括で費用計上していたり。書き方の問題だとは思のだが、意見を頂きたいと思う。

(会長)

提出資料の記載方法に差がある場合、どの程度が適切かということである。詳細に越したことはないと思うが、どの辺りが妥当かということだろう。

(委員)

補助金の申請様式にある程度枠ができていよう。申請者に対して、それぞれの枠に対し、例えば支出に関してはこういう内容を入れていただきたいと伝える感じだろうか。

(委員)

複数の団体が活動している場合、それぞれの団体間の情報交換が足りないと

いうことはあるのではないか。活動内容がほぼ同じであっても、構成人数とか活動範囲によって差が出てくるのだと思う。報告書の内容が違うというのであれば、団体間でこういう表現をしようといった、意見の統一のようなものがあれば良いと思う。申請者が複数あるのであれば、申請前に簡単な説明会を行うなど、共通認識が得られる説明会などを行ってから申請に進めば、透明で公平な申請業務、交付につながるのではないかと思う。

(会長)

おそらく報告書を作成するときは過去のを踏襲して作るのだろう。どういものが標準的というよりも、個々の団体が過去のを踏襲して作っていくという形であれば、難しいかもしれないけれど、ひな形というか例示したものを一つ作って、可能な範囲で合わせていただければ、徐々に統一されていくのではないかと思う。

(委員)

私も良いアイデアはないが、所管の担当が指導すればよいのではないか。

(委員)

少なくとも一括した費用計上だと、形式的な申請書としては出てきていても、明細がないというのと一緒だと思う。そういう場合、普通であれば、出し直ししてもらうのが筋ではないかと思う。

(会長)

なるほど。提出の際の書類の書き方に関し、今のような意見を頂いたので、この辺り参考にして、検討いただくということでよろしいか。

(事務局)

結構である。統一した見解として、所管課でしっかり対応する。申請者側も理解した上で申請する。それに関してひな形などの工夫をするということである。参考とさせていただきたい。

## (2)団体繰越金が0という場合

収支決算書に関する表記についてである。特に地域活動団体によく見られるものであり、決算額の収入から支出を差し引いた金額が0となっているもの。前年度の繰越金も0であると、毎年繰越はないのではないかとと思われる。細かい数字の計上をしているものもあれば、丸い数字で精算をしているものもあり、会計的にどうなのか、意見を頂きたいと考えた。

(委員)

例えばの考え方であるが、地域の団体ということであれば、あるイベントに関する特別会計ではないけど、足りない部分は普段の町内会費や地区会費など

から補助をしていると考えられなくもない。補助対象の事業があって、その一部を補助するという収支の報告書はありかなと思う。

(会長)

なるほど。通常単年の事業ではなく、団体がある程度持続的に継続して活動するというケースであれば、団体としての継続的な事業の確保というか、担保のためにある程度の繰越金を残しながらやっていくのが望ましい姿かもしれない。単年度で事業が終わってしまう事業なら良いのだろうが。

(委員)

確かに繰越が毎年0となると一目見ると不自然に思う。職員が繰越0にしてくださいという指導があるのかなという感じもする。

(委員)

団体とか保存会とかであれば、法人格がある団体ではない。むしろ繰越0にして作っていかないといけないと思っているのかもしれない。実質個人というか、代表者がお金を管理するとなると、個人が代表してお金を管理しているから、毎年0にしておかないといけないとか。

(事務局)

ありがとうございます。委員の意見にあったように、団体によっては、地域に属しているものというか、ある特定のイベントのときにだけ人が集まって活動することがある。そういう場合は修理費など足りない部分を地区からお金を出して最後は0にする。翌年にまた集まってお金をもらって活動するというやり方はある。

(会長)

例えばお祭りなどで、寄附とかで余ることはないのか。

(事務局)

お祭りに限れば、基本余ることはないと聞いたことがある。年々集落の数も減っており、収入そのものも少なくなっている。参加してもらう子どもを確保するとなると、子どもにお金を出さないと集まらない。過去には出さなくてもよかったものを出さないといけなくなる。最後は地区が出すというところもあると思う。

(会長)

とするならば、繰越金が0円というのは、特に不自然ではないと考えてよろしいか。これはどう扱えばいいとお思いか。

(事務局)

そういう補填をして、記載上精算する団体もあれば、繰越を残している団体

もある。それぞれ運営のあり方だと判断したい。

(委員)

収入が丸い数字で、支出だけ端数が並ぶけど、合計が一緒ということであれば、無理して0にしている場合もなきにしもあらずかと思う。

(会長)

ケースバイケースということだろう。担当部局が申請書を個別に確認し、どうも不自然ということであれば、是正していただくのが妥当だろう。

(事務局)

### (3)補助金額が事業費・繰越額を上回る場合

事業補助に関しては、それぞれ補助対象事業があり、その活動に応じた補助を行っている。昨年度の補助事業に関しても、実際に活動ができなかったり、中止をしたりした場合、補助金交付額から実支出額を差し引いた金額を返納している補助金が見られる一方、申請した補助金額を全て受け入れ、次年度繰越額が大きくなったものや、繰越額が多いにも関わらず、申請が行われている事例が見られた。

今年度もまもなく終わりが近づいているのだが、今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、団体活動も例年からすると大幅な活動減少が予想される。精算額や繰越額のあり方についてご意見を頂戴できればと思う。

繰越額に関しては、先ほどの説明のとおり、何らかの目的のために必要という繰越金理由書を付けるのも一案かと思う。

(会長)

繰越金が多いにも関わらず補助金を受給している場合、どう考えるかということだな。繰越金が多く存在していても、補助金の審査の際には考慮せずにもらっているという認識でよろしいか。

(事務局)

最終的には所管課の判断になると思う。例えば補助金の返金については、団体からこれだけしか使わなかったということであれば、返金すると思うが、ある程度慣例で支出していることもあろうと思う。ケースバイケースなので、一概には言えないものの、補助対象の事業があるので、それに見合った支出とすべきかなと考える。

(会長)

結果的に当初予定していた事業ができなくて余った場合ということだろう。それとは別に、繰越額が多い団体がある場合、補助金の申請があったときにはどうされているのかお聞かせいただきたい。

(事務局)

確認は取っていないのだが、繰越額については言及がなく、申請に基づいて処理しているのではないかと思う。

(会長)

なるほど。

(委員)

一つの考え方として、事業補助であっても、補助団体からすれば、団体補助の認識があるのではないか。団体補助だと思えば、収支決算書で全て受け入れましたという報告が出てくるし、事業補助だと思えば、最初に出した事業計画と違うから返さないといけないと思う。そういった意味で、補助金を出すときに、補助対象事業をしっかりと確認し、この事業をやりますということを確認しておかないと、団体に余剰が出来ても返せと言いつらくなってしまい、補助金が多いまま終わっているところがあるのではないかという感想である。

(委員)

これまで審査の段階で繰越金のことは特に着目をしていなかったのではないかと。今回の補助金等交付規則案の第3条に、「その必要な経費の全部又は一部について交付する」とある。多額の繰越金があるにも関わらず、これだけの補助金が必要になるんですという必要性を示してもらおうよう、市の方から報告書を出しなさいとか、領収書を出しなさいという形で提出してもらい、補助金を出すかどうかの判断をすべきだと思う。

(委員)

私も同感である。今回こういう規則ができた。今までは前例を踏襲してという形だったのかもしれないが、改めて、そのためにこういう規則なりガイドラインなりを整備したということである。

最初に補助金を出すときに、これはあくまでも事業費であると。だからそれに照らし合わせて、繰越金があるけど申請する理由を聞く。あくまでも事業費なので、事業が終わったときには事業がちゃんと実施出来ているかどうか、効果を判断する。先ほど言われたように、最初に確認をすることによって、決算のときにも要求ができるので、その整合性を取っていくという形で進められるといいかと思う。

(委員)

私も今の意見にとっても賛成である。団体の引き継ぎをする場合、年間市からいくらくれるからということがある。どこかでもらえるのが当たり前という感覚が大きいと思う。今回こういう見直しにより、ガイドラインや規則がきちん



とできたことにより、補助金を利用する側も少し意識の改革をしないといけないと感じた。

(会長)

私も皆さま方の意見と全く同感である。やはり最初の段階で団体補助ではなく、あくまでも事業補助だということを徹底していただき、その当然の帰結として、もし事業が出来なければ返金していただくというふうに、首尾一貫してやっていただく。今回ガイドラインや補助金の規定が新たに整備されるわけなので、これを機に、運用面で各部局等に周知徹底していただき、その方向で進めていただくのが適切な方向だと、私どもの意見とさせていただければと思う。

#### (5) 次回の補助金等審議会日程

(事務局)

次回の審議会では、今年度1年間の審議を取りまとめた内容を確認いただく。審議会の任期は3年ということなので、昨年と同様中間報告という形で取りまとめたと思う。2か月に1回のスケジュールとなると、次は3月となるのだが、3月には議会がある。また、補助金の公表や規則制定の処理を行い、庁内へ周知するとなると、2月の中旬から下旬の設定でお願いしたいと考えている。時間は本日と同様、午後1時30分からの予定である。

協議の結果、2月17日(水)午後1時30分からと決まった。

#### (6) その他

(事務局)

今回は修正した内容に関しご意見をいただき、中間報告ということで、市長に対して報告を行う予定である。資料送付の際は確認いただきたい。

(会長)

その他なければ、以上で議事を終了する。ご協力ありがとうございました。

### 3 閉会